

監査公表第4号

令和5年(2023年)9月14日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について(令和5年9月7日付け札総第1102号)」が提出されましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、当該通知(写し)を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1102 号

令和 5 年（2023 年）9 月 7 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
愛 須 一 史 様
高 橋 克 朋 様
福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

令和 5 年 3 月 9 日に報告を受けた令和 4 年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和4年度

■ 監査テーマ 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

て

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「4. 1 卸売市場の一般的な経営課題」関係

【報告書132ページ】4.1.4(3)ウ(ア) 市場内で使用する運搬車両登録証

施設損壊届の報告書によれば、市場内で使用するフォークリフトのうちの1台が事故を起こした際、場内運搬車両登録証が6年も期限切れとなっていたことが判明した。この件に関し、担当課からは、場内運搬車両の登録確認について、市場の出入り口で市場協会の交通防犯職員がステッカーの有効期限を確認しているが、遠方からの目視のために発見できなかったものであり、場内パトロールでも有効期限を確認している、との回答がなされた。

しかし、市場内に多数存在するフォークリフトをはじめとする運搬車両すべてについて貼付されているステッカーを市場出入口において目視で確認することは事実上不可能であり、パトロールで場内すべての車両の登録証の期限を確認することにも人員、時間上限界がある。

しかも、札幌市中央卸売市場入場車両登録規則第10条の通り、ステッカーの有効期限は1年間であり、1年毎に更新が必要であるうえ、第2条に定める負担金、交付料を支払う必要があるのであるから、市場内の運搬車両が登録および更新が適正になされていること及びその管理は強く要請されているといえる。

そのため、登録車両を一元的にデータベース等で管理し、登録期限が切れた車両については再登録を催告するなどの仕組みの導入を検討すべきである。

市場内を走行するモトラ・フォークリフトなどの構内運搬車両及び市場内へ入場する車両（乗用車・トラック等）は、札幌市中央卸売市場構内運搬車両登録規則及び入場車両登録規則に基づいて市場協会において登録を行い、ステッカーを交付して管理しておりますが、催告等が不十分であったため、更新期限が切れたフォークリフトが市場内で稼働していたものです。

現行のデータベースに改良を加え、更新手続き期間終了後に各事業者の更新状況を確認し、事業者ごとに更新、廃止の車両台数を通知するなど、更新漏れを早期発見できるように運用方法を変更してまいります。また、ステッカーのデザイン変更なども検討し、更新漏れの事業者がひと目でわかるような工夫を取り入れていきます。

【報告書134ページ】4.1.4(4)イ 市場内の防災管理点検

防災管理点検で指摘された具体的内容は、消防計画が現状に即して変更されていない点、自衛消防組織が設置されていない点、地震避難訓練がなされていない点、転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない点、避難経路に物がおかれている点、などである。

また、監査人らが実施した施設視察でも、消火設備設置個所の前に商品が山積みされているなどの不適切な状況が見られた。

いずれの項目についても、災害、火災発生時には直ちに人命の危険に直結する問題である。また、防災訓練の不実施は被害の拡大を生じさせるもので、いつ発生するかわからない地震災害、また火災等に現状では対応できない可能性があり、これらの不備の指摘の改善は急務である。直ちに不備の指

摘があった点を改善すべきである。

「消防計画」について、平成27年の更新を最後に時点修正をおこなっておらず、また「地震避難訓練」についても平成27年度を最後に実施していない状況でした。なお、令和3年度実施の防災管理点検において、必要な転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない旨の指摘を受けておりましたが、場内事業者への徹底が不十分でした。

「消防計画」に関しては、時点修正を完了し、令和4年度版を札幌市消防局に提出済みです。また、「自衛消防組織」変更届につきましても、人事異動に伴う新たな防火管理者の必要資格取得後に提出することを札幌市消防局と協議済みで、両書類の提出後、札幌市消防局の協力を得て「地震避難訓練」を実施いたします。

「転倒防止措置」や「備品落下の防止措置」については、上記指摘を受けた後、直ちに場内事業者へ周知を行い改善を図っているものの、費用負担が発生するものについては、すべてを改善するには至っていないため、引き続き場内事業者への指導等を行ってまいります。

【報告書138ページ】4.1.4(8)イ 市場外のトラックの待機

札幌市中央卸売市場の青果棟に接している環状通（市場側）に市場関係トラックが違法な駐車あるいは一時停止をしているのが散見される。同時に、市場内の北側屋外駐車場を見ると、一般車両とともにトラックがほぼ満車状態で駐車され、また、水産棟や青果棟横にも数多くのトラックが横付けされている。

この原因は、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生など荷物の搬入・搬出するトラックが一時的に市場に入りきれなくなっていることを原因としていると思われる。

事故を未然に防ぐためにも、車両の動線の再検討や車両の一時的退避エリアを確保する等の対策が必要と思われる。

トラックの到着が集中する時間帯や買出人が来場する時間帯には、場内の駐車スペースが不足し、市場周辺の公道上にトラックが路上駐車している状況が散見されます。この時間帯には、市場から自社の倉庫等に荷物を運び出す仲卸業者や量販店等の搬送車両も入場してくるため、駐車スペースや作業スペースは不足し、構内運搬車も含めた動線も複雑になりがちです。

場内の車両動線や利用状況について、令和5年度中に実態把握を行ったのち、車両動線の整理や場内敷地を有効活用して一時的トラック退避エリアや、トラック予約受付システム等について場内事業者を交えて検討します。

イ 「4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について」関係

【報告書152ページ】4.2.3(2)イ(イ)b 計画的な施設の更新・修繕費用の抑制

第2次プロジェクトにおいて、計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定し、「適切な人員配置と体制づくり」の効果額は含めていない（第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト2021-2030 45頁）。

一方、開設者は、効果額の内訳を、①設備の計画的な更新を行うことで50,994千円、②担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円の合計1億円であるとし、第2次プロジェクトにおける計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」に①をあてはめ、「適切な人員配置と体制づくり」に②をあてはめた理解をしている。

しかしながら、既述のとおり、そもそも第2次プロジェクトは、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定しており、「適切な人員配置と体制づくり」の効果額を含めてはいない。さらに、仮にこれを含めるとすれば、職員の人員配置に伴う人件費の計上方法が、収益的支出から資本的支出に変更されるという会計上の処理によって49,000千円もの効果を上げたかのような結果を見出すこととなり、真の計画の効果を反映したものといえないばかりか、かえって、市民に、過大な成果があったかのような誤解を与えるものである。

したがって、開設者の認識を改め、②担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円もの効果額を加算して計上することなく、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の取組みを推し進めるべきである。

本目標は、毎年度の本業の収支（市場事業収支（収益的収支））を改善することを企図し、資本的収支に係る人件費を収益的収支から本来の資本的収支に移し替えた（1名分）ものです。しかしながら、中央卸売事業会計としては人件費の増減はないものであり、実態を見誤る恐れのある書き振りであったと認識しております。

実際には、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」に係る効果を50,994千円、「適切な人員配置と体制づくり」に係る効果額を49,000千円と設定し各取組みを進めているところですが、ご指摘のとおり誤解を招く表記であったため、令和8年度を目途に見直し予定の第2次プロジェクト（改訂版）において適切な表記となるよう修正する予定です。

【報告書153ページ】4.2.3(2)イ(イ)c 資源リサイクル施設のあり方検討

資源リサイクル施設のあり方をめぐり、開設者内部における定期的な会議が開催され、令和7年度資源リサイクル施設の停止案が取りまとめられた。その際、一番の検討事項である、資源リサイクル施設の停止によって、同施設建設時に国から受けた補助金約1億6,300万円の返還の要否に関しては、稼働10年をもって返還不要との考えに基づき作成された。しかし、その後に国に確認した結果、ボイラーは17年、建物は31年使用しないと補助金は全額返金義務があるとの回答に接している。本来この確認が議論の出発点とされるべきであったが、その失念により定期的な会議それ自体が無に帰したものであり、非効率な事務執行であったと認められる。

資源リサイクル施設については、補助金を全額返還してでも稼働を停止するのか、多額の維持費を負担しながら稼働を継続するのかが、第2次プロジェクトのみならず市の財政に影響する重大な点であり、より集中的に、議論を進め、早期に方針決定を行うべきである。

資源リサイクル施設を建設するにあたり平成24年度に交付を受けた「強い農業づくり補助金」1億6,300万円について、プラント部は17年、建物部は31年間の処分制限期間が設けられており、それ以前に施設を停・廃止する場合、その補助金を全額返還する必要があります。

資源リサイクル施設については、同施設で処理することにより生ごみ・木製パレット等の処分費用が削減されていますが、その削減額に対して維持費が上回る状況が続いており、補助金を返還してでも稼働を停止するか、維持費を負担しながら稼働を継続するか、方針の決定が必要な状況です。

現行掛かっているコストのさらなる削減や、小規模改良によって目標達成が見込めるかなどの研究を引続き行いつつ、施設稼働停止も排除せずに、今後の在り方を検討してまいります。

生ごみ減量化に向け、令和5年度から青果生ごみ排出に係る有料化を実施しているほか、今後は、食品ロス削減に取り組む民間企業などとも情報交換を行い、生ごみ減量化を目指していきます。

【報告書157ページ】4.2.3(6)イ(ア) コンプライアンス推進WG

第1次プロジェクト時代の平成30年の開催を最後に、以後、1度もWGが開催されておらず、事務執行の有効性に疑問がある。この点、開設者の説明によれば、WGの開催については、平成28年9月6日のコンプライアンス推進会議（WGの前身組織）において、会議への報告事案（＝会議の開催）基準が決められ、同基準によれば、「法令違反により一部業務停止や過料に相当する指導・改善命令を受ける事態」、「食の安全に関わる法令違反による処分」、「会社の社会的信用を著しく失墜させるもの」、「会社の存続を脅かすこと」、「市場の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合にWGを開催するものとされているとのことである。そのため、同基準に該当する事案がない以上はWGの開催に至っていないとのことである。

しかし、そもそもコンプライアンスを推進することは、問題が起きてからでは遅く、事前に、市場関係者が意識的に心がけるべきものである。まして、実際に不祥事が起きてしまったときの影響を考慮すると、不祥事がなければWGを開催しないなどという上記基準は直ちに見直し、市場関係者における積極的なコンプライアンスの意識向上に向けた取組を具体的に行うべきである。

各市場関係者がコンプライアンスを推進することについてどのような意識をもち、どのような情報提供を求めているのか等、WGを通じた意見聴取を行い、それに応える活動が開設者に求められているのではないかと考える。

当WGはコンプライアンス推進会議を前身としております。平成28年9月にコンプライアンス推進会議の報告事案（＝推進会議の開催基準）が決定され、以後WGに移行後も基本的には当該開催基準

に基づき運営しておりました。

市場におけるコンプライアンス意識醸成の重要性を踏まえ、今年度は委員を参集した会議方式でWGを開催いたします。コンプライアンスに係る各市場関係者への情報提供と意見交換、前年度の活動等の報告と当年度の活動計画の決定を行うため、年1回の定例開催を行うほか、コンプライアンスに係る研修会をWG主催により原則年1回以上開催いたします。また、市場全体で情報共有しなくてはならない事案が発生した場合には、WGのリーダーや委員、開設者に留まらず、出席者を拡大した形で随時開催できるよう、基準についても見直しを行う予定です。

ウ 「4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書168ページ】4.3.3(1)イ(ア) 除却の会計処理の未処理

過去5年間で「建物」、「構築物」及び「機械及び装置」については市場の決算上固定資産の減少がなかった。しかしながら、毎年設備の更新工事は行われており、それに伴って旧設備（除却資産）については、資産の除却が行われていると思われるが、会計上固定資産の除却処理が行われていない。

会計上固定資産の除却処理が行われていない結果、旧設備（除却資産）のうち耐用年数を超過していない資産については、資産がないにもかかわらず、会計上継続して減価償却費が計上されている。

また、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しない結果、上記の旧設備（除却資産）については、帳簿上取得原価の5%分が資産として計上され続けることとなっており、資産の過大計上及び当期損失の過小計上となっている。

本件については、札幌市中央卸売市場会計規程第74条第2号の規定により、使用不能又は不用により撤去、取りこわしその他の事由により除却したときは、固定資産を減少すべきところ、除却処理が行われていなかったものです。

令和4年度決算において、過年度の必要除却額を特別損失に計上します。今後については、毎年、更新資産の取得に伴う除却の有無について確認することについて、引継書、マニュアル等に明記し、失念することがないように対応します。

【報告書172ページ】4.3.3(2)イ 固定資産の实地棚卸に関する規定

札幌市中央卸売市場では、車両及び備品については札幌市共通の物品管理規定により現物管理が行われているが、設備等現物の实地棚卸に関する規定は無い。少なくとも年度末には固定資産台帳に基づいて現物確認を行い、現物確認できない資産については会計上の除却処理の可否を検討する事が望まれる。

また、設備の保守・点検を管轄とする管理課・管理係では現物設備の現況を詳細に把握しているが、固定資産台帳は管理課・事務係での会計処理のみに用いられている。今後10年間で90億円近い設備更新が行われる予定であり、少なくとも今後の更新工事については両者がそれぞれの情報を共有して、現物と固定資産台帳が照合できるようになることが望まれる。

固定資産台帳を事務係において、管理係と共有する必要性について認識せず、双方で固定資産台帳をもとにした現物確認を行ってこなかったものです。

年度末に、当年度取得した固定資産の現物確認及び除却の有無を事務係及び管理係で確認することで情報を共有し、適切に固定資産台帳を管理していくとともに、確認により生じた除却処理の可否を検討していくこととします。

エ 「4.4 決算に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書186ページ】4.4.2(1)ウ 減損会計

毎事業年度の決算手続においては、固定資産のグルーピングや減損の兆候等について固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるかの手順を踏んで検討しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が必要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。

卸売市場の収益が全国的に減少傾向にあるなかで、現状の財政状況・経営成績を適正に管理するた

めにも減損会計を正確に適用し、適正な財務諸表を作成する必要がある。

本件については、地方公営企業法施行規則第8条第3項2号より、「固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額」を帳簿価格としなければならないと定められています。

今回の指摘は、減損損失の計上が不要との認識に留まり、起案処理を行ってこなかったことに対するものです。

令和4年度決算より、減損の有無について、起案処理により整理することとし、今後も引継書、マニュアル等に明記し、失念することがないように対応します。

【報告書194ページ】4.4.3(3)イ 特定預金の表示

財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準（ここでは貸借対照表に限る）である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では「特定預金」は示されていない、財務諸表利用者が当科目を別掲表示することでより有用な情報を得られるかが判断要素となる。

参考とすべき事例として公益法人会計基準や学校法人会計基準での「特定資産」があるが、これらは将来生じうる建物取得や大規模修繕といった多額な支出に備えている資金として、貸借対照表上の他の金融資産等とは区別して表示されるものである。

市場の運用状況を鑑みると、特定の用途ではあるものの短期的な支払管理目的のための区別であり、財務諸表利用者にとっても有用な情報とは言いがたく、誤解を招く可能性もある。このため、「特定預金」として計上される59,114,469円を「預金」として計上する必要がある。

保証金、諸税金など将来的に返還、支払が確定している預り金については、適切に管理されていることを見える化する観点から、札幌市中央卸売市場事業会計規程に基づき「特定預金」という名称で項目を立て、区分して計上しておりました。

現状、本市としては当該規程に則った運用をしているものであり、システム改修には相当のコストがかかることから、直ちに修正することは困難ですが、誤解を招く可能性はおっしゃる通りですので、今後システム更新の機会に改めて修正を検討いたします。

【報告書196ページ】4.4.4(2) 会計帳簿の整備状況

総勘定元帳を正しく活用できるような体制を整備する必要がある。総勘定元帳は複式簿記において、日々発生する取引のすべてが記録される主要簿に位置付けられる重要な会計帳簿である。

現状では、事後的に取引照会が必要な場合に他の帳票を併用することが不可避であり、今回の監査手続においても効率的な監査手続を阻害する要因となった。また、このような会計システムの基本的機能の不備は、システム全体に対しても不審な印象を抱く要因にも繋がるうえに、複式簿記の基本的事項に不備があるこの状況が長期間見直されずに運用され続けていることが異常な状況である。他の会計機能も含めて早急にシステム構成を見直し、システムの改修又はシステム変更も含めて検討すべきである。

市場が利用する財務会計システムにおける総勘定元帳では、仕訳の取引内容が表示されない仕様となっています。本件ご指摘については、この仕様の改善について、システムの改修を含めて検討するよう求められたものです。

総勘定元帳については、総務省通知「地方公営企業の会計規程（例）」（以下、「通知」という。）において、「日計表により記帳するもの（通知別紙第11条第1項）」とされています。この日計表は、日々の取引について、科目ごとの合計額を記載するものであり、個別の取引の情報について記帳するものではありません。

当市場の総勘定元帳は、この通知に基づいて作成しているものであり、日々の仕訳の取引内容は、当該元帳には表示しない仕様となっています。

一方で、通知には、総勘定元帳を補完し、日々の仕訳の取引内容を確認する帳票として、「内訳簿（通知別紙第11条第2項）」が別に示され、当市場では「補助元帳」という名称ではありますが、

これに個別の取引内容を記帳しています。

以上のことから、当該事務は通知に基づき執行されているものであって、財務会計システムの改修又は変更まで要するものとまでは認識しておりません。今後も、引き続き適切な帳簿管理を行ってまいります。

オ 「4. 5 その他監査の結果及び意見」 関係

【報告書202ページ】4.5(2)イ 図書台帳の管理

令和3年度の図書台帳を通査すると、図書の受入年月日が平成26年以降平成31年までの図書のみで、令和元年度以降令和3年度までの図書がなかった。

さらにそれについて確認したところ、令和元年度以降令和3年度までに新たに購入された図書及び廃棄した図書について図書台帳が適時に更新されていなかっただけでなく定期的に図書台帳と現品の照合が行われていなかった。

契約事務ハンドブックに記載のとおり、消耗品である図書については図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっており、購入及び廃棄の都度図書台帳の更新が必要である。さらに、定期的に図書台帳と現品の照合を行い、現物の有無の確認が必要である。

規定等の知識不足、前任者からの引継ぎ漏れにより令和元年度以降の図書台帳の管理を漏らしていたものです。

監査期間中に当該内容について監査人から指摘があったため、図書台帳と現品を照合の上で台帳の更新を実施しました。今後はルールに定められたとおり図書台帳の更新を実施し、引継書等に明記することで、失念することがないように対応します。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和4年度

■ 監査テーマ 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「4. 1 卸売市場の一般的な経営課題」関係

【報告書128ページ】4.1.4(1)イ せり売割合の基準について

せり売割合の基準について、市においては長い間変更されていない。これについては、大型需要者のニーズに応じて相対取引が増加するなど市場の環境が大きく変化しており、一定の基準の見直しについて随時検討する必要があると思われる。市場の経営展望や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に設定することが必要であると思われる。

札幌市中央卸売市場業務規程第42条第1項では、売買取引の方法を定めており、せり売又は入札によるべきもの（1号物品）、一定割合をせり売又は入札、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札又は相対取引によるべきもの（2号物品）、せり売若しくは入札又は相対取引によるべきもの（3号物品）に分類しています。このうち、2号物品のせり売又は入札すべき一定の割合については、「水産物部取扱物品の販売方法別販売開始時刻及び販売条件等に関する要領」及び「青果部取扱物品の販売方法及び販売条件並びに販売開始時刻等に関する要領」において定めています。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、業務規程同条及び上記要領に基づく取引方法での取引が困難となったため、業務規程第42条第3項第4号に基づき、市長が指示した取引方法により取引を行ってきたところです。

また、上記要領に基づくせり売又は入札の割合は、当該要領制定時に市場内事業者との協議の上で決定しているものであり、変更を行う場合には再度、市場内事業者との協議を行う必要があります。

市場を取り巻く環境は大きく変化しているところであり、今後の市場の在り方や取扱物品の需給動向を踏まえた取引方法を随時検討していく必要があると認識しています。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行のため市長が指示した取引方法により取引を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類に移行したことに伴いこれを解除し、せりの方法やせり割合にかかる基準（要領）の見直しも含め場内事業者と協議し、順次実施しているところです。

【報告書128ページ】4.1.4(2)イ 仲卸業者、卸売業者の市場使用料の負担

卸売業者、仲卸業者等の売上高の把握は、売上高割使用料の決定に欠くことにできないものである。

この点、札幌市中央卸売市場では、卸売業者の売上高は、毎月報告される月報により把握しているとのことであり、また仲卸業者の売上高割使用料は、直荷引きと呼ばれる、いわゆる市場外仕入の金額に応じて賦課しており、直荷引き金額については、毎月10日までに各社から報告を受けて把握をしているとのことであった。

しかし、売上高の把握については、各社からの報告だけに依存するのではなく、管理者からも売上高や仕入れ金額に過誤、不適切な報告がなされていないかチェック体制の構築が望まれる。

卸売業者の売上高割使用料については、毎月卸売業者から提出される「総括表」により売上高を把握し、当該売上高に一定の割合を乗じることにより算出し、調定しています。

仲卸業者の売上高割使用料については、札幌市中央卸売市場業務規程第 56 条第 2 項ただし書の規定により買い入れた物品の販売金額（いわゆる「直荷引き販売金額」）について、毎月各仲卸業者から提出される「仲卸直荷引き販売届出書」により把握し、当該金額に一定の割合を乗じることにより算出し、調定しています。

卸売業者の売上高及び仲卸業者の直荷引き販売金額については、報告に基づいた金額により調定しており、開設者においては、報告内容に異常値がないか等の確認を行っています。

売上高や直荷引き販売金額については、各社からの報告だけに依存することなく、例えば卸売業者については、月次で紙面により提出される残高試算表等で把握する売上高を参考に、市場のシステムを通じて提出される「総括表」との照合や、年 1 回実施する財務検査、業務検査における照合などを一層強化して行ってまいります。

また仲卸業者につきましても、年 1 回実施する財務検査時で確認する資料により、直荷引き販売金額に過誤や不適切な報告がないか、引き続き細かなチェックを行ってまいります。

【報告書 133 ページ】 4.1.4(3)ウ(イ) 場内での交通事故

場内での事故報告書によれば、フォークリフト運転による交通事故が複数発生しており、事故を起こした運転者が構内運搬許可証を取得していないケースが散見される。

上記札幌市中央卸売市場構内運搬車両運転者登録規則により、市場協会によって構内運搬車両運転者登録証の交付を受けていない者は市場内での運転が禁止されており、これが遵守されていないケースが複数あり、事故の原因となっている可能性がある。

市場内でのフォークリフト等の運搬車両の運転については、許可証のない者の運転を禁止することを徹底すると共に、許可証の交付を受けていない者が運転していた場合には札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領第 5 条により、「必要な措置」として雇用主である卸売業者、仲卸業者その他の業者に対して何らかのペナルティーを科して、許可証の実効性を担保することが望ましいと考える。

また、許可証の取得および更新時には、市場内で発生している交通事故の状況の説明をするなどして注意喚起するとともに、講習会などを実施して、事故の防止につながる施策を講じることが望ましい。

構内運搬車両の運転者登録については、運転者の申請に基づき、市場協会に登録の上、構内運搬車両運転者登録証（以下「運転者証」という。）を発行する仕組みとなっているため、事故発生時の事情聴取などがなければ運転者証を持たずに運転している者を発見することは困難であり、一度登録を行えば運転者証は退職するまで有効であるため、更新時の講習会などを実施する機会がなかったものです。

構内運搬車両は運転者証がないと市場内で運転できないことを周知徹底するとともに、場内事業者ごとに運転者証の登録状況について現況調査を実施し、未登録者の発見や退職者の登録抹消届を提出させるなど、制度の適切な運用を図ります。また、運転者証を持たずに構内運搬車両を運転したことが判明した場合、運転者本人やその雇用主に対する指導の強化について検討します。

交通事故の防止については、事故発生時には当事者を呼び出して事情聴取や注意書の交付、指導を行っているほか、季節ごとの交通安全運動実施に合わせて注意喚起文を配布・掲出し注意喚起を実施しております。

【報告書 133 ページ】 4.1.4(3)ウ(ウ) 市場内での施設損壊事故について

市場内で発生した事故に関連して、市場の施設が損壊した場合には、当該事故を発生させた業者に対して施設損壊届を提出させている。しかし、施設の修理状況については報告書が添付されておらず、修理状況や修理完了の確認状況などが把握できない状態となっている。

修理を実施した場合には、修理を実施した業者又は損壊した業者に修理状況報告書を提出させることが望ましい。

施設を損壊した原因者が修理し、完了の報告を受けた時点で技術職員が修理完了の確認を行っていましたが、書面での記録を残してはおりませんでした。

「市有施設修理完了報告書」の書式を作成し、これを修理完了時に原因者に提出させ修理状況や修理完了を把握する運用を令和5年4月から開始しました。

【報告書134ページ】4.1.4(5)イ 市場における警備員の配置

市場構内の警備を行っている警備担当者は、市場協会の職員である。市場の主な出入り口に警備員詰所があり、市場で取引が行われ、関係者の出入りが活発である早朝から午前中にかけては警備員が常駐しているのに対して、関係者の出入りが希薄となる午後の時間帯には警備員が常駐しておらず、事実上誰でも市場に出入りが可能な状態となっている。

市場は生鮮食品等を取り扱い、衛生管理を徹底する必要があるところ、このような状況では警備上、衛生上問題があるというべきである。

この点については、開設者と場内事業者で長い時間かけて議論してきた経緯があり、警備員の配置のほかにも管理センターの位置変更も含む出入口の集約、ETCのようなシステム導入による車両入退場管理の徹底、自動認証システムの導入による入退場者の管理などについて、様々な機会をとらえて場内で議論してきた経過があるとのことであるが、いずれの方策も費用面や運用面での課題を多く抱えており、結論には至っていないとのことであった。

24時間体制ですべての出入り口に警備員を常駐させることは費用・運用の面から困難であるが、効果的な方法の検討を継続して、実効性のある警備体制の構築をすることが望ましい。

開市日の午前5時から午前10時までの間は、市場各入口にて市場協会の交通防犯職員が入退場の管理を行っており、それ以外の時間帯について、管理センター職員が監視・巡回を行っております。

また、休市日に関して、警備員は配置しておりませんが、青果南門と東門は施錠し、車両の入退場は禁止しております。

全ての出入口に常時警備職員を配置することは、費用面、運用面等から困難と考えられることから、ゾーニングや物流動線の整理、ETCシステムのような自動認証により車両の入退場管理を行える設備の調査研究など、効率的かつ効果的な管理方法について引き続き研究を行っていきます。

【報告書135ページ】4.1.4(6)イ 水産検査員の人選

水産の検査員3名について、履歴書等を確認したところ3名とも札幌市中央卸売市場の卸売業者である曲ヶ高橋か丸水の出身者である。

専門性の高い職種であるため、やむを得ない部分もある旨は承知するが、検査員は中立厳正に検査を実施する必要があることから、本来的には検査を受ける側である卸売業者の出身者が検査員となることは利益相反の問題を生じると考える。札幌市中央卸売市場の卸売業者出身者以外の者も登用する努力をすることが望ましい。

令和2年4月より会計年度職員として、水産検査員3名を任用しております。検査員の業務はせり取引の監視や入札不備への対応、事故伝票の検印、上場数量の確認、売り場の巡回など多種多様に渡り、専門性が高く、せり・入札など卸売場独自の仕組みや文化などの理解が必要になることから、現在、卸売業者に推薦を依頼し、開設者が選考して任用しているところです。

検査員はその業務内容から現場での知識・経験を有する必要があることに加え、業務の公的使命感を理解し、かつ数年で任期が満了し入れ替わりにも対処していかなければならないこと等を踏まえると、札幌市中央卸売市場の卸売業者の協力を得て、その経験者を登用する効用は大きいものと考えております。引き続き中立厳正な検査により、事故のない市場を目指し、検査員への法令順守、職業倫理に係る啓発指導を徹底してまいります。

【報告書137ページ】4.1.4(7)イ 市場の事業継続計画（BCP）

卸売市場外では通常の活動が行われているが、卸売市場エリア内で取引ができない状況になった場合等の代替地による卸売市場の一時的な開設及び一時保管施設についての検討等がされていないようである。そのため、このようなケースも織り込んだ事業継続計画の検討が必要である。

BCPの検討において、代替地における卸売市場の一時的な開設は検討していなかったものです。

ご意見のようなケースを織り込むことについて、代替地の有無も含めて、場内事業者の意見や他市場の例も参考に検討してまいります。

【報告書 138 ページ】 4.1.4(9)イ 市場と農政との関係強化の必要性

市場及び農政部では、消費者ニーズに沿った生産支援、農産物のブランド化あるいは食育の観点等共通の取組が掲げられているが、監査をする中で、現状では両者の連携が十分とられているとの認識には至らなかった。

札幌の魅力ある市場づくりのためには、市場関係者(卸売業者、仲卸業者及び市場開設者等)が連携、情報交換し、これまで集荷していなかった産品について、産地にアプローチし市場出荷へ誘導する。また、これから増産、ブランド力強化を目指す産品について市場の流通網を活かして販売拡大を図る必要がある。

また、実需者の要望に基づく販路開拓販売店など川下が持つ意見、情報等を収集し、新たな品目、生産方法、ブランド化の検討など、産地にフィードバック、提案するなど産地との連携を図り、実需者が求める品揃えを目指す必要もある。

この際には、農業関係者(JAや農業従事者)だけでなく、札幌市の農政部も一緒になって実需者が求める品揃えを整えられるよう農業従事者のサポートをする。

また、食育の観点から、小中学校の給食への地場産品の供給をさらに進めるとともに、魅力ある市場及び札幌の農業を知る機会として札幌市中央卸売市場の見学とさっぽろさとらんどの見学をパッケージで行う等も検討する必要があると思われる。

このような連携した取り組みができれば、食育だけではなく札幌の農産物のブランド化などにも寄与できると思われる。

出荷者と消費者をつなぎ、魅力ある市場となることを目指し、生鮮食品の消費拡大や産地支援を政策課題に掲げ、道産農産物の初せり初入荷時のプレスリリースや、YouTube を活用した場内事業者によるレシピ紹介等の取組を行ってきましたが、農政部と協調し互いの事業の相乗効果を高める取組については不十分でした。

今年度、札幌ブランドの農産物(札幌黄、大浜みやこかぼちゃ、サッポロスイカ等)やその生産者(産地)のPRを強化していくため、市場のYouTube コンテンツの製作や場内見学コースでの紹介方法など農政部の協力を得ながら進めていきます。また、食育についても、農政部や市の関係部署との連携など新たな工夫を取り入れてまいります。

【報告書 140 ページ】 4.1.4(10)ア(イ) ITを活用した市場のスリム化・集約化

札幌市中央卸売市場においては、市場内事業者との協議を踏まえて商物一致原則を引き続き条例で規定することと判断しているが、一部の商品では商物一致の原則の廃止により、卸売市場を通さずに済むため、流通ルート効率化や輸送時間の短縮、輸送コストの削減、市場の混乱の解消などが期待され、整然たる取引が可能となり、卸売市場に係るコストが相当削減される可能性もある。

しかし、商物分離取引においては、卸売市場の機能である価格形成機能(需要と供給を反映した生鮮品の価格を決定する公正で透明性の高い価格決定の機能)の明瞭性・適時性の維持に十分な配慮が必要であり、これに対応するためITの活用が不可欠と考えられる。

今後は、ITを活用した市場のスリム化・業務のスリム化についての検討が強く求められると思われる。

札幌市中央卸売市場においては、商物分離取引の活用は、生鮮食料品の迅速な供給が可能となる一方で、卸売市場の価格形成機能が発揮しづらくなるほか、既存の市場内事業者の取引の機会を奪うことにも繋がりがかねないことから、慎重な判断を要すると判断し、2020年6月の卸売市場法改正以後も札幌市中央卸売市場業務規程第50条により、商物一致原則を維持しています。一方で、同条第1項各号で例外的に商物分離取引を認めることとしており、完全に商物分離取引を禁止しているものではありません。

また、現在の市場内における物流動線が整理されていないことや集荷・配送に対応した施設が未整備であることなどを市場施設の弱みと認識しているところであり、物流のみならず市場内事業者の働き方を改善していくためには、ICTの活用や業務の自動化等によるIT化を推進する必要があるものと認識しているところです。

物流や取引における課題の整理を行い、市場内事業者の協力も得ながら、効率化を進めていきたい

と考えています。

【報告書 141 ページ】 4.1.4(10)イ(イ) 事務処理の簡素化

札幌市中央卸売市場においては、法令の規定のない多くの届け出については、不要あるいは随時としており、他の市場以上に事務処理の簡素化を図っている。

監査において各簿冊を通査したが、各提出書類は、大変ボリュームがあり、提出頻度が随時（実際は毎日）となっているものもある。これらは、ほぼ書面による届けとなっている。必要性・重要性について検討し、電子データでの提出を認める等さらなる事務処理の簡素化を図るべきであると思われる。

札幌市中央卸売市場においては、公正かつ効率的な売買取引を確保するため、卸売業者に対して、特定の取引を行う場合には、事前に開設者に届け出をしなければならないと各種要領に定めております。2020年6月の卸売市場法改正を機に、提出書類の必要性・重要性を検討し、提出不要とした項目もある一方で、公正かつ効率的な売買取引を確保することを目的とし、従前どおり書類の届出を維持している項目もあります。

提出頻度が高く、尚且つ書面による届出に限るものについては、電子データによる届出の可否を検討するなど、可能な限り事務処理の簡素化に努めてまいります。

【報告書 143 ページ】 4.1.4(11)イ 公共施設としての地域への貢献

卸売市場は食品物流拠点としての機能だけでなく、他の社会的な役割を果たしていくことも求められている。

まず、食品を扱う施設という性質から、食育や食文化の継承に関する取組が必要である。旬を感じることができる卸売市場は食文化の拠点であり、卸売市場での食育の取組には、市場見学会、市場内の料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信が挙げられる。札幌市中央卸売市場においても、市場見学会、市場内での料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信を行っている。

また、卸売市場はその運営に伴って大量にエネルギーを消費するとともに、食品廃棄物等を大量に排出する施設であることから、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減も社会的役割として対応する必要がある。

さらに、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。札幌市中央卸売市場の近くには、札幌競馬場や北海道大学など敷地が広い施設もある。特に冬は建物がある札幌市中央卸売市場は重要であり、災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割を果たすことができる。

こうした社会的な役割を果たしていくとともに、札幌市中央卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組も必要である。

市場における地域貢献の観点からは、水産協議会及び青果部運営協議会が中心となって、料理教室その他の食育食文化の継承に資する取組を実施しているほか、天然ガス仕様の構内運搬車を導入して黒煙ゼロ宣言を掲げ、また災害時には太陽光パネルで発電した電力を活用して生活用水を供給する仕組みなども構築しております。

引き続き、場内見学コースの充実や出前型の教室等を通じ、産地と消費者をつなぐ食品流通の拠点施設としての市場の重要性はもとより、SDG's 教育の社会的資源としての、また災害対応の拠点施設としての存在意義を広く市民に発信していけるよう努めます。

イ 「4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について」 関係

【報告書 149 ページ】 4.2.3(1)イ(イ)a 新たな共同事業の実施（複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業の実施）

令和3年度における開設者の取組としては、複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業を実施する検討が進められており、開設者も同事業を後押しする方策を検討してきた。具体的には、本来輸出事業者が行う輸出証明の取得など色々と手続きを要する部分について、開設者が輸出証明書を発

行できるようにすることである。開設者によれば、令和4年度中に動き出せる予定であるということである。

この取組は、第2次プロジェクトにおける「安定した収入の確保」の「市場関係事業者の輸出促進支援」に該当し、その支援業務は、令和6年から事業を開始し、第2次プロジェクト期間における効果額は、2,110万円を目標に据えている。

この点、この2,110万円の根拠は、輸出売上高実績が、平成30年度の実績18.8億円(売上高割使用料470万円)から、令和12年度に倍増の約40億円(売上高割使用料1,000万円)に達するものと見込み、令和6年度から令和12年度各年度の輸出増加額の売上高割使用料を積み上げたものである。

新型コロナウイルス感染症拡大により輸出売上においても大幅な変化が生じた以上、その効果額の算定について、例えば、実際に共同事業を開始するという際の前年度の輸出売上高実績を基準に算定しなおすなど、臨機応変にその効果額の修正を認めるべきである。

一方で、上記以外の点に関する開設者の具体的な取組については、見受けられなかった。開設者からは、開設者のアイデアによる事業では、長期間の事業も定着せずに終わる恐れもあり、あくまでも個々の事業者の自主的な発想による事業を支援するのが望ましいものと考えているとの見解であった。

しかし、開設者が有する知識・制度などは、市場関係事業者の知らない部分もあり、開設者は情報を集約できる可能性もあるし、いろいろな情報をもとにして、積極的に関わっていく局面もあるべきである。

中でも、馴染みやすい補助事業は、すでに開設者において検討をしているものもあるようであるが、やはり情報を入手しやすくどのような事業に利用できるか、それを利用できる事業者はどのようなところかの判断は、行政側が長けているのであり、共同事業の実施という側面においても、市場関係事業者が利用できるよう積極的な案内を試みるべきである。

第2次プロジェクト期間における効果額2,110万円については、直近ピークである平成30年度の輸出売上高の18.8億円の実績から倍増を目標値として令和12年度40億円(売上高割使用料1000万円)を設定したものです。直近に18.8億円の輸出売上高を達成した当市場においては、取組の効果額を算出するにあたり、コロナ禍で落ちこんだ年度の売上高を基準にするよりも、直近ピーク時の売上高を基準にして効果額を算出したほうが、より妥当と判断したものです。

第2次プロジェクトの輸出目標額(効果額)については、コロナ禍による影響を排除した目標設定が妥当であると考えることから、直近ピーク時の売上高を基準にした効果額を目標と致します。

新たな共同事業については、令和4年度は、輸出証明書交付窓口開設や小売業界支援の一環として行った「いちば・いちばんキャンペーン」を実施しております。

今年1月から2月に場内事業者に事前アンケートやヒアリングを実施し、令和5年度は、輸出拡大に向け、輸出ブランド化補助事業の新設、農水省の輸出促進団体との連携強化、輸出証明書交付窓口の利用促進等の取組を行います。

さらに、卸売業者と産地訪問を行い集荷の現状の課題を把握し、その課題解決に向け補助制度の研究を行い翌年度以降の補助事業の活用強化につなげて参りたいと考えております。

【報告書150ページ】4.2.3(1)イ(イ)b 新たな事業の実施(売上高の拡大効果を意識した新規事業展開)

令和3年度は、5件の新規事業の着手があり、10年で12件以上とされる数値目標は容易に達成できると考えられるものの、令和3年度におけるこの5件の新たな事業に伴う売上高は、約32万円に過ぎなかった。

販路拡大支援事業全体の計画目標値が10年で6,510万円であることを考慮すると、10年累計12件以上の新たな事業の実施が叶ったとしても、事業全体とはいえ計画目標の達成は困難となる。それゆえ、件数の点では目標を超える達成率が見込まれるとはいえ、販路拡大による売上高の拡大効果を意識した新規事業展開がなされることが求められている。

令和3年度の販路拡大支援事業は5件の事業に対し補助を行い、市場会計の売上高に相当する売上高割使用料は約32万円であったものの、補助対象事業者における売上は1億円以上を計上しております。

す。

販路拡大支援事業は新たな取組のトライアルを後押しするもので、補助初年度は売上に繋がらないものもありますが、その経験を積み上げて事業が軌道に乗った場合など、長期的なスパンでの販路拡大、売上高増にもつながることも期待した事業です。今後は、交付額に対して執行率の低い事業等の打ち切りや事業の成長可能性等も考慮した事業選定を行い、売上高の将来的な拡大効果も意識した事業執行に努めて参ります。

【報告書150ページ】4.2.3(1)イ(イ)c 経営展望推進委員会の資料

委員会の会議開催の資料において、その取組状況の報告にあたり、着手件数が「令和3年度1件」とされていたが、実際には0件であり、第2次プロジェクトの対象期間より前の実績値が報告されていた。

そのような資料となった原因はさておき、本件に限らず、同委員会が、各WGの取組状況を正確に把握するためにも、実績値に関する報告は、正確にすべきである。意欲喚起のため過去の実績値を資料とすることは否定しないがかえって現状認識を見誤る可能性があり、年度ごとの実績値は、正確な事実に基づかなければならず、そのような資料作成に留意すべきである。

令和3年度の着手した新たな共同事業としては、令和3年度に交付決定した補助事業「札幌市中央卸売市場の輸出拠点化事業」のマレーシアでのプロモーション事業を計上したものです。令和3年度はプロモーションに伴う現地への輸送等の調整を行いました。新型コロナウイルスの影響で実施出来なかったものであります。しかしながら、令和3年度中に事前調整に向けた作業等を実施したことから件数として計上したものです。

2月に実施した販売集荷強化ワーキングにおいて、監査人の意見を踏まえた内容を委員に説明し資料の修正を行いました。

【報告書152ページ】4.2.3(2)イ(ア) 施設利用WG

施設利用WGは、年度末に書面で開催されているが、その内容は、抽象的な報告に留まる内容にすぎず、事前の意見集約もなく実質的な議論は全くないものであり、次年度に持ち越したと同然である。開設者からは、事前に各委員に説明に出向き、その際に意見等も伺い、また、場内巡回による実態調査をさまざまな時間を実施し、その際に現場での意見収集を行っていたとの説明があったが、同意見WGの書面開催の資料とされ、委員に共有された事実はなく、記録上、その事実は確認できない。

施設利用WGは、市場全体に影響がある重要な取組が検討項目とされているものであり、今後積極的な議論、審議なくして、施設利用WGの取り組みの達成は困難である。

令和3年度の施設利用WGについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期であったことから、対面での開催ができず、結果的に年度末に書面開催となった。書面開催内容としては、WG委員の入れ替えもあったこともあり、第2次プロジェクト策定時に決めた項目の再周知と次年度からの施設利用WG計画についての説明を行っていました。

第2次プロジェクトにおいて、市場全体に影響がある重要な取組の検討を行う施設利用WGが、令和3年度の一年間、実質的な議論をしなかったものです。

令和4年度から第2次プロジェクトの実質的な議論を施設利用WGで開始しております。

深夜・早朝・昼間の市場実態調査を施設利用WG委員全員で実施して報告書を作成し、市場の使い方方を全体的に認識するとともに、市場の使用ルールを確認しながら、取り組むべき項目の洗い出しを行いました。

今後についても、各取り組み項目についての議論を進め、目標達成に向けて努めます。

なお、書面開催によりWGを開催した場合は、その結果についても対面開催と同様に各委員へ書面により報告いたします。

【報告書152ページ】4.2.3(2)イ(イ)a 受益者負担の適正化

前年度から協議が進められていた青果部パレット置き場について令和3年度より、業務規程に定められた使用料の支払いが開始し、結果、617,100円の収入があった。

しかしながら、令和3年度においては、それ以外の受益者負担の対象となる市場施設や用地の候補に関し、具体的に検討が進められている状況は確認されなかった。

受益者負担の適正化については、開設者単独ではなく施設利用WGで市場関係者とともに検討を進めなければならなかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期であったことから、令和3年度の施設利用WGが年度末の書面開催のみとなり、その結果、具体的な検討を進めている状況が確認できなかったものです。

令和4年度の施設利用WGにおいて、受益者負担について現状が適正なのか市場のルールと実態を照らし合わせて整理しているところです。今後についても、議論を進めて目標達成にむけて努めて参ります。

実態調査の結果、受益者負担を適正化すべき項目としては以下のとおりです(該当する使用料の規程は無し)。

・センターヤード、及び北側駐車場での載せ替えやピッキング等の未承認作業を実施している事業者から使用料を徴収する。

・各駐車場(北側駐車場・南側駐車場・センターヤード)における使用許可時間以外に無断駐車をしている者から使用料を徴収する。

・各売場、荷捌スペース以外の未届出場所で荷物等を未承認のまま保管している事業者から使用料を徴収する。

【報告書154ページ】4.2.3(4)イ(ア) 取引適正化WG

取引適正化WGの各会議について、その議事録が作成されておらず、また、審議結果についての報告が各委員にされていない。

しかし、とりわけ令和4年に入ってから各ルール作りに向けた開設者担当者における対応は、限られた時間の中で、効率的かつ十分な事務執行であったと評価される。

令和3年度取引適正化WGの活動内容は、以下のとおりです。

会議名	開催日	開催方法	議事録	報告
第1回会議	令和3年11月9日(火)	対面開催	○	×
第2回会議	令和4年1月12日(水) ～令和4年1月17日(月)	書面開催	—	×
水産部会	令和4年1月24日(月) ～令和4年1月25日(火)	対面開催	○	×
第3回会議	令和4年3月10日(木) ～令和4年3月15日(火)	書面開催	—	○

第1回会議については、議事録を作成したものの、委員へ議事録を配布したのみであり、結果報告は行っておりませんでした。

第2回会議については、書面開催のため、議事録は作成しておらず、各委員から集約した意見について持ち回り審議を行っております。

水産部会については、議事録を作成したものの、委員へ議事録の配布をしたのみであり結果報告は行っておりませんでした。

第3回会議については、書面開催しており、会議内で報告書として結果報告を行っております。

今後、会議を実施した際には、議事録の作成・配布のみならず、当該会議で決定した事項についての結果報告を行うよう努めてまいります。

【報告書155ページ】4.2.3(5)イ(ア) 組織改革& 食育事業WG

保育所問題・生ゴミ削減が最大の議論テーマのはずであるが、第1次プロジェクトにおける令和2年1月28日の委員会から1年半以上が経過した令和3年9月に開催したWGは、内容において何も進展もなく意見もなく、単に、状況確認に留まるものであり、WGの実質を成していないと言わざるをえない。

組織改革&食育事業WGにおいては、食育ツアーの実施、環境負荷軽減に寄与する取組、各事業者

の人材確保、事業所内保育所整備の検討等の各種課題解決を進めることとしておりますが、令和3年9月に書面開催したWGでは、意見で言及のあるとおり、事業所内保育所設置と生ごみ量削減（環境負荷軽減に寄与する取組）をはじめ、各課題に対する現状認識に留まりました。

WG所管の各課題に対し、以下のとおり取組を進めております。

- ・事業所内保育所の設置については設置を見送る方向で議論を進めております。
- ・生ごみ削減については、策定時に想定した表彰制度創設による環境負荷低減の取組の推進は効果的ではないと整理し、今後は各事業者の取組を推進する新たな方策を検討していきます。
- ・食育ツアーは、令和4年度の実施例を分析し、内容等を工夫し、拡充して取り組む予定です。
- ・各事業者の人材確保については、令和4年度は求人動向や求人出し方をテーマに講習会を実施し、令和5年度も引き続き講習会を開催する計画です。

なお、当WGにおいて、保育所問題・生ごみ削減を最大のテーマとはしておらず、「食」を扱う市場の特性から食育事業の重要性を認識し、各課題への取組を進めていきます。

【報告書156ページ】4.2.3(5)イ(イ)a 事業所内保育所の整備

第2次プロジェクトにおける初年度の業務が、利用者のニーズ把握のための期間とされ、その調査がなされていることが認められた。

しかし、現実的に事業所内に保育所を整備しそれを維持するためにどれほどの費用を要し、どの程度利用者数を確保しなければならないのかは、第1次プロジェクトの段階から検討されており、事業所内保育所を整備する選択肢はなく、およそ不可能であることは自明の理であった。提携先の近隣の企業主導型保育園への通園者数もわずか2名という現実からも、相当数のニーズがあっても開設を迷うような状況にすら全くない。

それにも関わらず、表向き保育所の整備を検討しているという状況を維持するため利用者のニーズ把握期間とだけ位置づけ、調査をすること自体にいかなる意味が見いだされるといえるのか不明である。

この点、開設者からは、「本取組においては、現時点までに整備に向けた執行額は発生しておらず、議論の進め方等も適切であるうえ、課題認識自体は社会性もあるものであり、あえて現時点でプロジェクトから除外する必要性を感じない」との意見がされたが、結論が明らかであるにも関わらず、プロセスの正当性を論じる意味はなく、事業所内保育所の整備の取組については第2次プロジェクトの取組から除外し、その余の取組に時間と労力を注ぐべきである。

事業所内保育所整備の検討について、令和6年度を目途に設置要否を判断することを目標としており、令和3～4年度においては、設置要否の具体的な議論ではなく、連携する企業主導型保育所の利用把握を行い、市場事業者内のニーズを把握することとしておりました。

上記の進捗に対し、第1次プロジェクトからの検討経過や連携保育所への通園者数から、意見要旨のとおり、事業所内保育所は整備しないこととして結論付けるよう言及されたものです。

市場事業者の保育ニーズは、令和4年度の議論の結果、連携保育所の活用等により充足し得るものと認識し、令和5年度に最終的な結論を導く予定です。本件については、事業所内保育所の整備は行わず、連携保育所の活用を推進していく方向で令和8年度を目途として見直しを行う第2次プロジェクト（改訂版）において修正する予定です。

【報告書156ページ】4.2.3(5)イ(イ)b 環境負荷軽減に向けた取組

生ごみ量の削減目標として、10%削減が掲げられているところ、令和3年中、円山動物園への廃棄野菜提供がされるもその効果は、0.3%に留まっているとのことである。現在さらに検討を始めているフードバンク団体への食材提供、民間団体による食品ロス削減に向けた取組において、その削減率が向上することが期待される。

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトでは、流通における食品ロス削減など、環境負荷軽減に向けた取組の検討を行うこととし、個別目標として、生ごみ量を取組実施前比10%の削減することを掲げています。

しかし、令和3年度の取組は、円山動物園への廃棄野菜提供のみに留まり、効果は0.3%と目標を大きく下回ることとなりました。

環境負荷軽減に向けた取組の目標を達成するためには、さまざまな取組を効果的に進めていく必要があると考えています。

具体的な取組として、まず令和5年度から青果生ごみ排出及び処分費用の有料化を決定しました。受益者負担の適正化という観点からの取組によるものではありませんが、生ごみ排出の抑制にも効果的な取組であると考えます。

この取組による効果を今後測定していくとともに、他都市の取組事例などを参考にして、さらなる施策の検討を進めていきます。

【報告書158ページ】4.2.3(7)イ(ア) 情報発信WG

与えられた取組項目について、書面開催のWGとはいえ、各委員からの意見聴取は多数行い議事録に残されており評価される。

一方で、もともと掲げられている取組項目及びその活動結果が、具体的に市場の活性化、とりわけ市場を通じた取引量の増加にどのようにつながっていくのかについて、より具体的に検討し、発信方法を工夫されることが必要と考える。市場の社会的責任の観点からの取組だけでは、経済性、効率性の観点に疑問が生じかねない。

市場を通じ取引される水産・青果が、市場外で取引されるものと、どのように異なり、価値があり、生産者あるいは消費者それぞれの立場においていかに有益であるかを積極的にアピールし、差別化を図る情報発信の必要性があると考えます。

出荷者、消費者の双方にとって魅力ある市場となり消費拡大、産地支援に貢献することを目的として市場PR事業を実施するにあたり、情報発信WGで方針を決定し、これまでHPやTwitter、YouTubeを活用し、下記の内容で食育や消費喚起を行ってきました。

- ・HPとTwitterで旬の食材やブランド食材の初入荷情報を発信
- ・Twitterで市場関連の小売業者が参加するお買い物キャンペーンの情報を発信
- ・市場協会YouTubeチャンネルを活用し、旬の食材の知識や美味しく食べる方法などを発信

SNS等を活用した情報発信が直接市場の取引量に与える効果の測定は困難ですが、情報発信の目的(出荷者、消費者の双方にとって魅力ある市場となり消費拡大、産地支援に貢献すること)を達成するため発信する内容がより多くの市民に伝わるよう、フォロワーや閲覧、視聴回数等の増加について引き続き注力していきます。

令和5年度については、現在の取組に加え、下記取組により差別化を図った情報発信に努めます。

- ・卸売場見学コースに海外向けPRを兼ねたせり動画の視聴環境を整備
- ・YouTube上で初入荷情報等を適宜配信し更新頻度を高める
- ・食育等に寄与する既存動画QRコードを掲載したチラシを保育園や小学校に配布

【報告書159ページ】4.2.3(8)イ(ア) 環境防災対策WG

令和4年2月17日から書面開催をしているが、その開催の終期について記録上明らかにされていない。また、書面開催の結果について、開設者内部の記録は確認されたが、委員への結果報告がされたかは不明である。

令和3年度の環境防災対策WGについては、令和4年2月17日から2月22日にかけて各委員に対して個別に議案の説明を行い、承認書に署名していただくことで書面開催いたしました。

書面開催の結果について、各委員へ改めての結果報告を実施していませんでした。

今後、書面によりWGを開催した場合は、その結果についても対面開催同様に各委員へ書面により報告いたします。

【報告書159ページ】4.2.3(8)イ(イ)a 受益者負担の適正化(生ゴミ排出量削減・処分費有料化)

WGの書面開催(令和4年2月)に先立ち、令和3年12月から令和4年1月にかけて、水産卸、水仲、青果卸、青仲等の主要団体と各3回程度の事前協議を個別に実施し、青果生ゴミの有料化についての合意に達したことが認められた。その効果額については翌年度以降に検証されることが望まれる。

令和3年度の前協議を受けて、令和4年度に環境防災対策WGを3回開催し、青果生ごみ有料化の

具体的な方法について協議した結果、令和5年4月1日から青果生ごみの有料化を実施することになりました。

青果生ごみ排出量及び処理費用支出について有料化前との比較を行い、有料化の効果について検証します。

【報告書160ページ】4.2.3(8)イ(イ)b 危機管理体制の増強事業継続計画BCP策定

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃など緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいう（出典：中小企業庁ホームページ引用）。

令和3年度のBCP作成は、専門業者への委託により実施する方針で第2次プロジェクトの取組とされていたが、令和3年度、市がその予算を認めなかったことにより、策定の着手にも至っていない。但し、市場単独でのBCPの策定ではなく、市が作成しているBCPを準用する方法での策定を進める方針で検討が進められている。代替方法で策定が可能であれば、経済性の観点からも妥当といえ、第2次プロジェクトの見直し時期において、「危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定」項目について予算を考慮した取組内容へ修正することが望ましい。

第2次プロジェクトでは、災害発生時に場内事業者と連携し市場機能を維持させるため、市場としてのBCPを策定することとされておりますが、委託業務の予算が確保できなかったことから、市場としてのBCPの策定に至っておりません。

現状では、災害時には札幌市全体のBCPを準用して市場業務の継続を図ることとしておりますが、さらに市場としてのBCPを策定するかどうかについて、引続き検討を行っております。

次期プロジェクト改定時まで、環境防災対策WGなどで議論を進めながら、費用対効果を考慮し、他都市の状況なども踏まえながらBCPについて検討します。

【報告書160ページ】4.2.3(8)イ(イ)c 防災 防火管理セミナーネット配信

第2次プロジェクトの直接的な取組内容以外における取組として評価される。

しかし、実際に視聴したかどうかのチェックをしておくことが望ましく、また、開設者としては、一般的な防火管理のセミナーではなくあくまで市場における災害への備えの観点から、市場内での防災訓練、それが事情によりできないとしても、市場内での災害発生時に、誰がどのように対処するのか、場所と避難経路等による現実的なシミュレーションについて市場関係者全体に周知徹底されるべきである。

この点、開設者からは、より実践的な防災訓練の実施の必要を認識済みであり、消防当局の指導を受けながら、効果的な訓練の実施に向けて検討を進めたいとの説明がなされている。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、人が集まったの防災訓練や避難訓練の実施が困難であったため、その代替として防火管理セミナーの視聴について周知したが、その視聴結果については報告を求めておりませんでした。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により実地訓練が困難となり、今回と同様の方法を採用する場合は、その方法が確実に行われているか報告を求めることといたします。

令和5年度については、自衛消防組織の見直しや実地の防災訓練、避難訓練等を実施する方向で消防と協議しており、市場関係者全体に対して避難経路や避難方法の周知を図ります。

【報告書161ページ】4.2.3(9)ア WGの各開催

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、対面での会議ができず、大半が書面審議で開催されていた。中には、事前の配布資料や聞き取りが充実しているものも見受けられたがごく一部であり、持ち回りになる場合には、なおさらのこと、開設者において積極的に意見聴取に取り組み、意見集約をした上、それをきちんと書類に残し、WG全体でその意見を共有することが必要である。事前に意見確認をしても意見のない回答が大半であることも多く、市場関係者の意向を汲み取りながら第2次プロジェクトを推進するためには、より一層の工夫が必要になるといえる。

今後も、書面にならざるをえない状況を迎える可能性を考慮すると、令和4年度以降、持ち回り開

催であったとしても、事後報告と確認の場とするのではなく、事前の準備、事前の意見聴取、次のWGに向けた課題や担当ごとの宿題を明確にし、議論を充実させていく取組が重要である。

また、各WGの開催後において、議事録を作成せず、WG開催結果についての報告（委員への周知）が不足する事例が散見されるので、その作成に留意すべきである。

令和3年度はコロナ感染拡大期における会議や審議方法について各WGにおいても手探りの状況であり、また書面審議による会議の経験不足から、各WGにおける進め方も統一されていない、という問題がありました。また、一部のWGにおいては、資料配布に留まり、事前の課題整理が不十分なことにより意見交換の充実に至らない内容も散見されました。

今後のWGの取組については、事務局において各WGにおける課題設定や論点整理などの事前確認を十分に行い、会議内容の充実に努めていくほか、事後の議事録作成・配布も確実にを行うなど、適切なワーキング運営に努めて参ります。

【報告書161ページ】4.2.3(9)イ 担当者の事務引継

本監査において非常に散見されたのは、開設者の各担当者の転勤に伴う後任者に対する事務引継の問題である。

各担当者において、各種検討や市場関係者からの意見聴取等が行われていたと述べるもその一連の記録がどこにもなく、各取組に関してもその進捗状況を端的に確認できるものが残されていない（監査において期待したものの開示を得られていない）。

また、第2次プロジェクトの各取組が制定されたその背景事情や事実関係についての把握が不十分であることが認められた。

その結果、監査時においても、担当者が過去の経過把握に不十分な点が見受けられ、それでは、円滑な第2次プロジェクトの遂行に支障を来すため、形式は問わずとも、各取組状況や意見聴取内容については記録化しておくべきである。

令和3年度の第2次プロジェクトの各WGにおいては、コロナの感染拡大期における会議の方法が手探りであったことや、各WGで掲げる取組の進捗についても、波のある感染状況から、全体的に、策定時に想定したとおり展開することが難しい状況にあったと認識しております。

そうした状況から、WGに向けた事前の検討や場内事業者からの意見聴取等の内容について、一部において書面等で確認ができないものがありました。

また、令和2年度に策定した第2次プロジェクト自体について、策定時に在席した職員が少なくなり、意見のとおり、事務引継や情報共有に不足する点があったと思われることから、監査時において、策定当時の背景事情や事実関係の理解に不十分な状況がありました。

各WGの議事概要はもとより、取組状況や意見聴取内容については文書で記録することで、策定当時の背景事情、事実関係の把握が容易に理解できるよう努めます。加えて、担当者間だけでなく、必要に応じて、各WGの状況について、係・課・部単位で情報共有を行い、組織として円滑な事務執行を継続するよう努めます。

ウ 「4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書177ページ】4.3.3(3)イ(ア) 保全計画案の承認

長期修繕計画は外部の専門業者により策定され、30年間で総額340億円という内容である。この内容に沿って今後30年間にわたって修繕を行っていくという方針が策定され、「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」として公表もされている。

この長期修繕計画に沿って、設備老朽化等による優先順位を考慮した実務的な今後10年間の保全計画案を市場で策定しているが、これについては稟議等の承認手続きは無い。保全計画案は工事の優先順位と実施時期の方針を示す重要な計画であり、組織内での適切な承認を経て決定されるべきものである。

なお、「保全計画案」は施設内で補修すべきものが多数あり、予算内でどれを先に行うかを定めるため、実務上はかなり重要な位置付けになっているが、上記のように「総額」と個々の取引は適切な承認を経て決裁されているため、長年稟議等の枠外で運用されてきていると推測される。

また名称も「保全計画案」では無く「保全計画」とし、内容の修正が生じた場合は適宜修正内容につき稟議等の承認をすべきものとする。

第2次活性化プロジェクトで定める設備更新に係る修繕費（建設改良費）について、令和3年～12年まで費用の枠組みが定められており、施設の劣化状況や機器の納入状況によって実施内容の調整を行い、費用内での運用を行っていたが、変更後の実施内容について、決裁等が行われていなかったものです。

名称については「保全計画」とし、計画内容について変更が生じた際には変更後の計画を稟議し、内部での承認を得るものとします。

【報告書179ページ】4.3.3(4)イ 施設規模

施設が更新された平成21年頃に想定されていた取扱高と現状では大きな差異があり、本来は売り場面積を削減する必要があると思われるが、建物等の一部解体等は現実的ではない。

また、昨今の新型コロナの影響による人と人との接触を削減することから、取扱商品間のスペースを開けたり、せり場を広げたりしている。

このような中で、建物等の維持のために最低限の保守・修繕を行って施設の活用を図る「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」（札幌市中央卸売市場）の方針は現状に則しており妥当なものとする。

しかし、施設規模は現在の取扱高に対して過大であるということは避けられない事実である。そのため、新型コロナの沈静化を想定した売り場の集約化、それによる空きエリアの再利用（収益化あるいは市場のPRへの利用等）について検討する必要があると思われる。

平成21年度の施設完成・引渡時の施設規模、平成30年度（コロナ前）及び令和2年度実績

棟	取扱高・売場面積	平成21年度	平成30年度 （コロナ前）	令和2年度 （コロナ後）	増減率
水産棟	取扱高（t）	130,000	80,000	70,000	△46%
	売場面積（㎡）	7,709	7,709	7,709	0%
青果棟	取扱高（t）	320,000	250,000	230,000	△28%
	売場面積（㎡）	8,840	8,840	8,840	0%

取扱高は水産物が46%、青果物が28%減少しており、現在も含めて長期にわたり減少傾向となっています。一方で、売場面積は変更ないことから、上記数値を見れば、施設規模は当時の取扱高に対して大きくなっている状態です。

施設使用のあり方については、取扱高はもとより、生鮮食料品の物流や商流の動向（加工食品が増えていくなど）、市場経由率の状況、保管のために最低限必要となるスペースなどの要素を勘案して今後検討していく必要があります。

開設者としても、市場の空きスペースの有効活用については従前より課題認識を持っており、今後、その活用について検討を進めてまいります。

なお、令和5年度においては、場内物流及び施設利用の実態調査、市場機能の在り方にかかる事業者との議論などに取組む予定です。

エ 「4.4 決算に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書187ページ】4.4.2(2)イ 遊休資産の管理

遊休資産の管理は、未稼働の資産を有効活用あるいは異動（処分含む）させ、経営資源を効率的に運用する点で効果的である。また、減損会計の適用時にも有用である。

札幌市の中央卸売市場は全国的にも広大な敷地面積を有し、将来的な需要予測が不透明な中で、広大な施設設備の効率的な活用は継続的な課題といえる。この点、より効果的効率的な経営判断に資するために遊休資産の定義を明確化し、遊休資産の管理を可視化する必要があると考える。

市場内における遊休資産は無いという認識から、これまで遊休資産の定義の明文化及び網羅的、定期的な確認を行ってこなかったものです。

遊休資産は現時点において存在していませんが、今後、減損会計の検討時において遊休資産が可視化できるプロセスを組み込んでいくこととします。

【報告書188ページ】4.4.2(3)イ 減価償却に関する会計規定と実際の会計処理

年度の途中で取得した資産については、使用した月数に応じて減価償却を行うのが市場の経営成績をより適正に表示することとなるため、この観点からは「償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。」を適用するのが望ましい。

減価償却費の計上については、総務省の「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについて（基本通知）」において、「地方公営企業の固定資産の減価償却は「原則」として資産を取得した翌年度から行うものであるが、使用又は取得した当月又は翌月から月割によって減価償却を行うことも差し支えないものであること（施行規則第15条第5項）」と示されており、本市においては原則に従い取得の翌年度から減価償却費を計上しています。

年度途中で取得した資産の減価償却費を当年度に計上する取扱いについては、市場の経営成績を今まで以上に正確に表す効果が期待できますが、一方で、システムにおける減価償却費の計算ロジックは年度途中の取得に対応していないこともあり、その実現にはシステムの改修といった課題も認められます。現在の取扱いに違法性・不適正性が無いこと、システム改修経費が必要となるといった要素を勘案すると早期の適用は困難であると認識しています。

【報告書190ページ】4.4.3(1)イ 貸借対照表の表示科目の明瞭化（引当金）

札幌市中央卸売市場事業会計規程や注記表、キャッシュ・フロー計算書上では退職給付引当金及び賞与引当金が区別して表示されているが、貸借対照表では「引当金」と表示され、内容が不明確であり他の開示書類との整合性が損なわれている。流動負債の引当金を賞与引当金、固定負債の引当金を退職給付引当金と表示し、明瞭な貸借対照表とする必要がある。

現状、引当金を計上している科目のうち、賞与引当金は流動負債、退職給付引当金は固定負債という認識であることから、貸借対照表の流動負債、固定負債のそれぞれにおいて「引当金」のみの記載としていました。

令和4年度決算書より、貸借対照表を以下のとおり変更します。

- 固定負債
 - (3)引当金
 - イ 退職給付引当金
- 流動負債
 - (6)引当金
 - イ 賞与引当金

【報告書192ページ】4.4.3(2)イ 貸借対照表の表示科目の科目変更

財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準（ここでは貸借対照表に限る）である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では、その他雑科目に関して明文化されていない。

しかし、「その他投資その他の資産」はその他の表現が重複し、わかりにくい。上場企業を例にすると、シンプルに「その他」と表示する事例が圧倒的多数であり、「その他投資その他の資産」を「その他」と表示すべきである。また、当科目に計上される取引内容が上記保証金のみである場合、「保証金」といった内容がわかる科目名での表示も有効である。

その他雑科目に関し地方公営企業法施行規則において明文化されているものはなく、札幌市中央卸売市場会計規程（別表）に基づき当該表記を行っているものです。

今後、表記の修正に向けて今年度を目途に規程の改正を進めてまいります。

【報告書197ページ】4.4.5(1)イ 事業別の収支管理

管理会計の一つの手法として、部門別会計がある。部門別会計とは、部門(事業)毎に売上・経費・利益などを把握することである。部門別会計を導入し水産物と青果物の2事業の損益を可視化することで、より詳細な会計情報が得られる。これらの会計報告から得られる情報を充実させ、より効率的な経営判断を行えるよう事業別の部門別会計を導入すべきと考える。

部門の設定単位としては、複数の事業がある場合に各事業を設定単位としたり、同一事業であっても本社と営業所を各部門として設定するなど、管理目的により異なる。この点、札幌市中央卸売市場では、水産物及び青果物の2事業が営まれており、それぞれ異なる市場環境に晒されている。これらを別々に損益管理することで将来的な業績管理や事業戦略等に役立つと思われる。

部門別会計を行う上での技術的な論点として、間接費の配賦基準がある。設定された各部門に直接的に帰属する直接費は比較的管理可能であるが、各部門への対応関係が不明確な間接費についてどのような基準で配賦するかが問題となる。札幌市中央卸売市場では、部門別に費用を振り分けるのが困難であり、このような費用を共通経費として配賦する場合に、合理的な基準がないこと、また業務量が膨大になることを理由に事業別の損益計算を実施していない。

しかし、全ての費用は直接・間接に関わらず収益を得ることを目的に発生するものであり、費用の発生要因をもとに合理的な配賦基準を設定することはそれほど困難なものではないと思われる。また、間接費の配賦基準は、一定の仮定のもとに設定しているものであり完全な配賦基準を設定することは困難である。部門別管理の目的が達成できる程度の配賦基準を費用対効果によって決定すべきである。

国内の中央卸売市場の水産物及び青果物の取扱数量、取扱金額は年々減少トレンドにあり、今後も上昇に転じることは期待し難い。このような環境下では、より詳細かつ適切な現状分析が必須であり、無駄な経費支出は削減し、より効果的な投資対象へ資金を活用する必要があることは明らかである。これを効果的に可能とするための手段のひとつが部門別会計であり、早急に導入されるべきと考える。

札幌市中央卸売市場の場合、水産物と青果の2つの取扱品目がありますが、市場事業という認識のもとで取扱品目ごとの収支管理はこれまで行っていません。

水産物部、青果部は同一の敷地内で事業が行われており、共用の施設も多くなります。したがって、共用施設として支出している間接経費が非常に多く、部門別管理の目的が達成できる程度の配賦基準を検討する場合にも、実際の費用の配分状況を確認する必要があるものと考えられ、結果として膨大な業務量が求められることとなります。また、他市場において部門別収支の導入を行っている例は見られず、部門別収支導入にかかる困難性や実施効果を比較考量すると、現時点では部門別収支の導入を検討する状況にはないと認識しています。

引き続き両部門合算での収支管理を行い、市場会計の健全化に向けた取組を進めてまいります。

【報告書199ページ】4.4.5(2)イ セグメント情報に関する注記

セグメント情報の開示は前述のとおり、事業が多岐にわたる場合に各事業の財務指標を別々に開示することで、財務諸表利用者がより具体的に経営状況や今後の見通しを予測するうえで有用である。

札幌市中央卸売市場事業会計規程では単一セグメントとしつつも、札幌市中央卸売市場が公表する資料においては、そのほとんどについて水産物事業と青果物事業が別々に管理されている。

また、全国的には水産物事業のみの市場や青果物事業のみの市場が存在し、これら2事業の経営状況が別々に把握できることは他の市場との比較等で有用であると思われる。

よって、報告セグメントの区分を水産物事業と青果物事業の2つのセグメントとし、決算書上セグメント情報の開示を行うことが望まれる。

本件については、中央卸売市場事業会計規程第104条の2より、「報告セグメントの区分は、市場事業を1セグメントとする」と定めています。

地方公営企業法施行規則第40条第1項では、報告セグメントに関する事項については、営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額について記載することとなっています。

水産物部、青果部は同一敷地内で事業が行われているため、固定資産については共用で使用している施設が多く、資産とそれに付随する負債の分類を明確に行うことができません。したがって、セグメント情報の開示については、困難であるものと考えています。

まずは両部門を合わせた収支管理を通じて今後の市場会計の健全化に向けた取組を進めてまいります。

オ 「4.5 その他監査の結果及び意見」関係

【報告書201ページ】4.5(1)イ タクシーチケットの管理

札幌市中央卸売市場職員のチケット使用簿では、用務欄に記載のないものや、「緊急用務」とだけ記載されているもの複数見られた。

どのような用務でタクシーを利用する必要があったのか明確にする必要性から、用務欄には具体的な用務を記載すべきである。

タクシーチケットの用務欄への記載を失念したもの、用務地への移動時間が短く、公共交通機関の利用が難しい場合などにその具体的な理由を示さず、「緊急用務」として記載していたものです。

部内職員に対してタクシーチケットの記載方法を改めて周知するとともに、適切な記載がなされているかについて、庶務担当者が使用の都度確認を十分に行います。

【報告書204ページ】4.5(3)イ 保証金台帳

保証金台帳を通査すると、過年度において既に保証金が返還されたにもかかわらず、返還年月日が記載されていないものが、散見された。

なお、卸売市場では、保証金台帳とは別に保証金一覧が作成されている。この保証金一覧には、会社名等との記載とともに、保証金が返還された先については、備考欄に保証金返還と記載されている。このように、保証金の管理について、2つの管理簿が作成されているながら、片方では、本来記載されるべき返還年月日が記載されていない。そうであれば、この2つの管理簿を1つにまとめて作成するなどして作業の2度手間を減らすとともに適切な管理をするべきである。

本件については、保証金一覧と個別の保証金台帳を別のファイルで管理していたことが原因により、内容が一致していなかったものです。

保証金一覧と個別の保証金台帳を同一ファイルで管理することとしました。また、今回相違があった保証金の内容については是正しました。

【報告書206ページ】4.5(4)イ システム関連投資にかかる体制の整備

市場が有効かつ効率的に機能し、利用者にとって価値ある市場として今後も維持継続するためには、システムの活用は不可欠である。他方、システムの開発・管理は専門的な要素が大きく、開発する場合には多額の予算が必要となることは少なくない。

この点、市場内部にはシステム投資や開発について専門的な見地から判断する人材が不足しており、平成20年以降も年々IT技術が発達する中で必ずしも最適な意思決定を形成できるだけの体制が整備されていない可能性がある。市場協会やその委託先業者から独立した見地から、現状のITに関する評価や意思決定の助言を内部あるいは外部から得られるような体制の整備が必要と考える。

札幌市中央卸売市場においては、市場内事業者及び開設者である札幌市が利用可能な基幹システムである「札幌市中央卸売市場総合情報システム」（以下、「総合情報システム」という。）を札幌市が開発し、運用しています。

総合情報システムには、市場内事業者の業務遂行のためのシステムのほか、代金決済や開設者への各種報告を行うためのシステム等が存在します。

現在、総合情報システムの運用・保守については、契約により一社）札幌市中央卸売市場協会が行っていますが、その所有権は開発者である札幌市に帰属しており、当該システムに係る改修や投資を行う場合には札幌市の判断が必要です。

しかしながら、意見事項に記載のとおり、開設者職員においてシステム投資や開発について専門的な見地を保有する人材が不足しており、合理的な判断に窮する場面があります。

システムについて専門的な知識を有する人材の確保については、市場における課題として認識しており、対応していくべきものと考えています。

しかしながら、人材の確保は人事部門への要求など計画的、政策的に行っていくものであり、早急な対応は困難であることから、既存の人材のなかでIT関係の研修の受講を推奨することや、日々の業務において知識を習得するよう育成を図って参りたいと考えています。

【報告書207ページ】4.5(5)イ 市場総合情報システムの責任範囲の明確化

市場システムが機能する範囲は広範であり、当初システム構築以来定期的に機能追加等が行われている。また、アプリケーション機能や情報ネットワーク・セキュリティに関する技術等は年々変化を続けている。このような環境下で、市場と市場協会間での現状の契約内容では、権利義務の範囲や内容が不明確であり、有事の際に適切な措置が困難となる可能性が高いと考える。

さらに、市場システムに関するコントロールは市場協会が行っているものの、情報漏洩等が生じた場合は市民・メディアの関心は市場へ向けられると想定される。そのため、現在不明瞭な権利義務関係を明確化すべきである。

「札幌市中央卸売市場総合情報システム」は、札幌市が開発をしていることから所有権は札幌市に帰属をしているものの、その運用・保守については、「中央卸売市場総合情報システム使用許諾契約書」（以下、「使用許諾契約」という。）及び「札幌市中央卸売市場総合情報システムのコンピュータネットワーク設備管理に関する契約書」（以下、「ネットワーク設備管理契約」という。）に基づき、一社）札幌市中央卸売市場協会（以下、「市場協会」という。）が行っています。

「使用許諾契約」は、総合情報システムのソフトウェアに関する使用許諾のための契約ですが、契約内容としては、許諾対象、使用权の範囲、瑕疵担保責任、機密の保持、再委託に関すること等です。

「ネットワーク設備管理契約」は、総合情報システムのハードウェアに関する設備管理のための契約ですが、契約内容としては、管理対象、セキュリティ対策、障害管理、再委託に関すること、機密の保持、個人情報、瑕疵担保責任、事業報告に関すること等です。

今後、契約の相手先である市場協会との協議を行い、契約内容の改定も視野に入れながら、権利義務の範囲や責任の所在が明確に認識できるよう修正を行います。

■ 監査テーマ 農業振興に関する財務事務の執行について

(1) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「5. 1 札幌市の農業の現状」関係

<p>【報告書 213 ページ】 5.1(2) 札幌の農産物のブランド化</p> <p>市においては、「さっぽろとれたてっこ」として、札幌市農業振興協議会が一定の基準に基づき認証した農業者が生産した農産物やその加工品を「さっぽろとれたてっこ」ブランドとして普及する取組をするなど、札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進めている。</p> <p>札幌の農産物のブランド化及び地産地消を進める一つとして、市民が札幌の農産品を購入できる店舗等について札幌市のホームページ上では、サッポロさとらんど（農産物の販売を冬期間（11月4日～4月28日）は、営業していない）やJAの店舗が記載されている。</p> <p>札幌の農産物のブランド化は、消費者が数ある選択肢の中から札幌の農産物を選択してもらうことで、一昔前であれば、品質の良く値段が安いものを提供すればそれだけで選ばれていたが、今では明確に差別化し、独自性を可視化しない限り、消費者から選ばれにくいと思われる。</p> <p>そのため、「あの場所に行けばいつでも購入できる」場所を継続的に提供し、郊外はもとよりできれば市内中心部でも購入できる場をつくることを市として検討することも必要であると思われる。</p>
<p>「さっぽろとれたてっこ」のノボリについては、市内郵便局、市内スーパーなどにも設置されており、さとらんど・JA さっぽろの店舗以外で市民が札幌産農産物を購入できる場所としてPRを進めているところだ。</p> <p>その他、市のホームページにて、さとらんど・JA店舗以外の農産物直売所、農家レストラン（直売含む）の場所についても紹介しております。</p> <p>（4/25 現在で18箇所。さとらんど：1箇所、JA：3箇所、その他：14箇所）</p> <p><u>引き続き、市内スーパーなどに「さっぽろとれたてっこ」のノボリを設置し、市民が札幌産農産物を購入できる場所のPRを進めるとともに、さとらんど・JA店舗以外の農産物直売所、農家レストラン等の場所についても、札幌市のホームページで紹介していきます。</u></p> <p><u>なお、市内中心部での直売所等の設置・運営については、ロットの確保、運搬費や人件費、敷地料金など様々な課題があることから、農業者によるマルシェ開催等の支援を行いながら、運営における諸課題を整理したうえで、費用対効果を含め検討していく所存です。</u></p>

<p>【報告書 215 ページ】 5.1(3) 情報発信の重要性</p> <p>情報発信については現時点では有効に行われているとは言えないと思われる。特に農業にかかる情報を一体として提供できるプラットフォームとなるホームページ等の提供ができないか検討すべきと考える。農業に興味のある人が札幌の農業について知りたい場合に一つのホームページを見るだけで多くの情報を入手できる場の提供は、重要と考える。</p> <p>特に、若年の新規就農を希望する人向けには、充実した内容を提供できる必要があり、市のサポート体制、その他のサポート体制、補助金・助成金等及び就農者の成功・失敗の体験談等が必要と思われる。</p> <p>また、既に就農している農業者のホームページ作成あるいはコンサルティング等への補助金・助成金の提供も検討するべきと思われる。その場合にも、上記のプラットフォームからリンクできるようにするなど情報の一体化をすすめる必要がある。</p> <p>札幌市農政部では、ホームページ「さっぽろの農業」を管理して情報提供を行ってきたところです。当該ホームページは、農業経営に関する施策・支援内容について掲載しておりますが、サポート内容が多岐にわたっているほか、ご意見にあるような新規就農にあたっての体験談の掲載や、農業者等のホームページ作成に対する補助・助成についてまでは現状実施しておりませんでした。</p>
--

ホームページ「さっぽろの農業」は引き続き多種多様な情報を見やすく掲載することを心掛けるほか、古い情報の削除漏れも一部見られたことから、常に最新の状況に更新し、市民及び農業者にとって欲しい情報が一度に入手できるような工夫をしていきたいと思っております。また、JA 等関係機関と連携し、リンク先を充実させるなど、引き続き情報のプラットフォームとしての役割を果たせるようなホームページの在り方を検討していく所存です。

イ 「5. 2 契約事務に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書220ページ】5.2(2)イ(ウ) サッポロさとらんど埋蔵文化財包蔵地掘削業務

一般競争入札は、上記のとおりまさに競争を行わせるということに意義があるところ、本事業における入札者は、1社しかおらず、かつその1社は、さとらんどの指定管理者である、さとみらいプロジェクトグループの代表企業であった。

そもそも本事業の入札参加資格を有する会社は、106社という多数であったことが確認されているが、そのうちわずか1社しか入札がなされなかったことは、競争性が実質的に担保されたとはいいいにくい結果となっている。

その原因として、市からは、「人手等の確保」が考えられるとの回答を得た。要するに、本業務の内容は、市民文化局文化部が指定する日に、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を行うというものであり、作業の日程が天候（雨天時は調査不可）や他の場所の進捗状況（民間企業の試掘調査が優先）に応じて決まり、場合によっては直前の判断となる場合があるものであった。そのため、本業務の告示段階（9月13日）で、仕様書に、作業日となる可能性のある日を「10月8日（金）～11月12日（金）のうちの3日間」という幅のある記載をし、また、「作業日決定の連絡は直前になる可能性もあり、人員の確保など、十分な準備期間が確保できない場合があることに留意すること」という記載をしたとのことである。このようなことから、指定された日程に人手等を確保できるか確証が得られず、入札参加を避けた業者がいるのではと推察されるとの回答であった。

しかしながら、そのような前提認識が存在しているのであれば、上記回答にあるような制約が伴う仕様としたことこそが入札参加を避けざるを得なかった原因であるといわざるをえず、入札に参加しやすい事業内容とした仕様でなかったことに問題があるのではないかと思料する。さらには、そもそも指定管理者が存在し、同社が入札参加資格を有しているという事情は、これを知る他の業者からすれば、事実上、入札参加を控える要因ともなりかねない。

したがって、一般競争入札とするにしても、実質的に入札を控えざるをえない仕様とするならば、形式的には一般競争入札により契約者を選定しているといっても、実質は、競争原理が働いた価格形成がされたとはいえないのであって、1社入札とならないような仕様の工夫や、広く入札を呼びかけるなど、類似の契約事務においては、今後の対応を検討すべきである。

業務の資格要件を満たす業者の数は、現時点で106社あり、さとらんどの指定管理者であるさとみらいプロジェクトグループの代表、雪印種苗株式会社も含まれていました。指定管理者であるということだけをもって、指定管理区域の工事や業務に関して入札参加資格者から除外されるという市の規定はなく、また一般競争入札にもよっていることから問題ないと考えていました。

1社しか入札がなされなかったことについては、様々な要因があると思われそうですが、その一つとして「人手等の確保」が考えられます。本業務の内容は、市民文化局文化部が指定する日に、埋蔵文化財調査に必要な機械掘削作業を行うというものです。作業の日程は、天候（雨天時は調査不可）や他の場所の進捗状況（民間企業の試掘調査が優先）に応じて決まり、場合によっては直前の判断となる場合もあります。このため、本業務の告示段階（9月13日）では、仕様書に記載している「10月8日（金）～11月12日（金）のうちの3日間」「作業日決定の連絡は直前になる可能性もあり、人員の確保など、十分な準備期間が確保できない場合があることに留意すること」という記載をしました。近年、工事現場では人手や重機の不足がうたわれており、指定された日程に人手等を確保できるか確証が得られず、入札参加を避けた業者がいるのではと推察しました。

今後、類似の入札案件がある際には、条件をより具体的に示すなど、できる限り多くの事業者が応札できるような対応を検討していきます。

ウ 「5. 3 札幌市農業体験交流施設（さとらんど）に係る監査の結果及び意見」関係

【報告書223ページ】5.3(2)イ(ア) 管理物件の修繕費等の負担の金額基準

管理物件の修繕費等の負担について、協定書では1件（合理的な理由のある工事単位をいう。以下同じ）につき、100万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは甲の負担で行うものとし、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものは乙の負担で行うとし、100万円（消費税及び地方消費税を含む）を基準としているが、以下の点で明らかに合理性に欠けていると思われる。

- a. 金額基準のみである
- b. 基準額が100万円となった根拠資料がない
- c. 基準額の見直しが検討されていない

管理物件には、取得価額も耐用年数も異なる資産が混在しており、すべての資産において100万円が合理的な水準とはならない。また、そもそも100万円の設定根拠が保管されておらず、合理性を確認できない。さらに、基準額の見直しが検討された記録もなく、見直しの検討の有無が確認できない。

指定管理制度において、修繕費の負担区分は目的達成のために重要な論点であり、重要であるからこそ合理的な判断基準を詳細に明文化する必要がある。

修繕費の負担区分の基準額は、「札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」第8-2-(3)-エにて、「基準となる金額を設定するなど明確な基準を設ける」と定められていることから、さとらんどは農業体験交流施設という性質上、農業用機械等高額な備品も多いほか、大型の建物もあり、それらの修繕費用を総合的に勘案して100万円と定めており、本条項に沿った取扱いと認識しておりました。金額を設定することで修繕が必要な際にどちらが負担するのか明確になるなど、市有施設として迅速な修繕が期待できる体制となっていると考えていたところです。

ご意見のとおり100万円の根拠資料がないこと、基準額の見直しがなされていないことが判明したことから、この度の監査期間中に改めて基準額の検討を行い、金額の妥当性を確認いたしました。また今後も、基準管理費用積算の際などに定期的な検討を行っていくほか、施設の維持管理について引き続き指定管理者との積極的な連携・情報共有により、管理物件の適切な管理に努めていく所存です。

【報告書223ページ】5.3(2)イ(イ) 協定書における修繕費等の定義の明確化

修繕費とは有形固定資産等を修理・改修するために支払った費用であり、通常の経営に必要な機能維持や原状回復も含まれる。

一方、その支出によってもともとあった資産よりも資産の耐久性が高まるなど、資産価値を高めるような支出は資本的支出と定義され、修繕費ではなく対象資産の取得価額に加えられる場合もある。一般的には、修繕費と資本的支出を区別することが容易でない場合も多いため、具体的な判断基準が協定書へ示されなければ、民間団体である指定管理者と行政機関である市とで、画一された判断が維持されるとは考えにくい。

また、修繕費等について100万円以上のものは市が、100万円未満のものは指定管理者が負担することとなっている。100万円未満の修繕費等は指定管理者にとっては持ち出しになることから、本来修繕するべきであるが、あと数年はこのままでも維持できるのであれば修繕等を怠る動機となる可能性がある。

このように、修繕費等の定義に関する認識が異なることにより、必要な修繕が行われず、不必要な支出を招く等の可能性があるため、市として修繕費等の定義を再確認し、指定管理者との同意を図る必要がある。

本市の指定管理施設はその目的に応じ多種多様な施設があり、修繕においてその施設の状況に応じた柔軟な対応を行うため、統一的な定義を定めることは困難であることから、各施設ごとにその施設に応じた金額等、基準を設けた運用としているところです。また、さとらんどでは基準管理費用自体に修繕費を含めていることから、設定額未満の修繕について一律に指定管理者の持ち出しとはなっていないませんが、修繕についての緊急性・優先順位を市と指定管理者のあいだで連絡を取り合うなど、必要な修繕がなされないといったことの無いような体制としているところです。

公共施設としての安全性が保たれるよう、施設の状況について指定管理者との情報共有をより深めるなど、適切な修繕対応が可能な体制を引き続き継続いたします。

【報告書 232 ページ】 5.3(3)イ 備品出納簿の運用

備品に限らず、物品その他資産の定期的な現物確認は日々の受け払い時の現物確認を補完し、資産の毀損や滅失等を発見する上でも有用であり、資産管理を行う上で重要である。また、その時点での正しい資産額を確定させる目的でも有用である。

法人が所有するデジタル機器や事務用品などの備品類を、従業員が不当に売却する行為は、従業員による資産横領不正のひとつであるが、近年、個人が容易に物品等を第三者へ売却できる環境が整っており、備品等の資産について現物確認を行わないことは、不正の機会について統制が行われていないことを意味し、資産の異動がなければ不正を発見することすらできない仕組みである。

市は数多くの資産を取り扱っており、一度にすべての資産に対する現物管理は難しいが、定期的な現物確認をルール化し、適切な資産管理を行う必要がある。

備品出納簿については、使用者変更の際にチェックする体制としていましたが、すべての備品等の資産について現物確認を定期的に行うことはできておりませんでした。

適切な備品管理の在り方について検討した結果、これまでの管理方法に加えて、備品・消耗品の管理、使用における注意事項について、4月（人事異動後）、10月にメール等で部内周知を行い、適切な備品管理に向けた意識づけを行うこととしました。なお、この取扱いについては、この度のご意見を踏まえ、備品の適正な管理を令和5年度札幌市内部統制体制整備に関する実施方針に基づく特定リスクとして位置付け、重点的に取り組むこととしたことによるものです。

ウ 「5.4 補助金及び助成金の事務に係る監査の結果及び意見」 関係

【報告書 234 ページ】 5.4(1)ウ(ア) 札幌市農業基盤整備事業補助金の対象者について

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であり、そのほとんどは有害鳥獣除けの電気柵とパイプハウスの建設補助金申請である。

本補助金を申請できるのは、個人の場合には、札幌市中核農家のほか、認定農業者や認定新規就農者が対象となっている一方で、それ以外の販売農家は有害鳥獣対策のための補助金が対象となっているのみである。

販売農家を有害鳥獣対策補助金の対象者とする一方で、パイプハウス建設補助を含めない理由として、担当課は有害鳥獣対策を目的とした電気柵は、広い範囲で設置することがより効果的であるため、補助エリアに市街化区域も含めることとし、その結果、補助対象を販売農家まで広げているのに対し、パイプハウスの補助は、限りある予算を有効的・効果的に使うため、市の農業生産振興に寄与する農業者を優先することとし、中核農家以上を対象としているとのことであった。

しかし、パイプハウスの設置の必要性については寒冷地かつ多降雪地帯である市の地域性を踏まえ、販売農家にも広く認められる合理性もあると考えられ、鳥獣対策と同様、本補助金の対象者を販売農家にも広げることが望ましい。

鳥獣対策における電気柵の設置は、広範囲で設置することを目的としていることから、事業対象者の範囲を広げていました。本事業の「販売農家」とは農業センサスの定義とは異なり、小規模でも農作物を販売していれば事業対象となり、その結果、家庭菜園レベルの農家も含まれていました。

一方、パイプハウス等の補助については、1件当たりの事業費が高額なため、家庭菜園レベルの農家も事業対象とした場合、本市農業の維持発展に寄与する担い手農家や、将来的に担い手として期待される農家などに予算がいきわたらない可能性が生じるため、事業対象者の範囲を鳥獣対策とは別にしていた経緯があります。

パイプハウス等の補助において、事業対象者の範囲を鳥獣対策と同レベルの販売農家まで拡大した場合、担い手農家へ予算がいきわたらず、本市農業の継続的発展に支障を来す可能性があることから、現状では引き続き、販売農家は除くこととしますが、事業対象者の範囲については、状況に応じて都度検討してまいります。

【報告書 235 ページ】 5.4(1)ウ(イ) 札幌市農業基盤整備事業補助金の認定手続について

令和3年には、札幌市農業基盤整備事業補助金の利用は23件であるが、そのうち1件は農業用水施設工事であった。

当該工事の施工状況を確認できる写真が添付されているが、添付写真からは一般住宅に敷設されている外構水道栓と同様の設備の設置のように思われ、農業用水施設であると直ちに判断できない。

本件が不適切な補助金の支出とは直ちに判断できるものではないが、補助金の認定に当たっては、具体的な利用計画を提出させるとともに、現地調査を実施するなどして、農業用の施設であることを確認し、適正な補助金の支出を担保することが望ましい。

農業者等から提出された事業計画書については、JAさっぽろと連携しながら確認を行っているほか、事業完了後に検査員による現場検査を実施し、農業用水として利用されることを確認しております。

「農業基盤整備事業」については、令和5年度より「農業経営安定強化事業」へ改定し、事業計画書を含めた申請内容について事前調査を強化するほか、事業完了時には引き続き検査員による現場検査を行うこととしております。

【報告書 238 ページ】 5.4(3)イ 補助金の事後評価

2つの補助金は、それぞれ「農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成」あるいは「国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、市内農家が組織的に取り組む農業生産基盤の整備に要する経費の一部を補助」を目的としているが、その補助金の支給された後の効果については、市の要綱等では効果を求めているため評価はしていない。

しかし補助金・助成金事業の効果が認められないのであれば、より効果のある新たな事業への予算を重点的に配分等すべきである。よって事業の効果については短期的ではなく少なくとも中期的に評価する必要があると思われる。

「農業基盤整備事業」の要綱では、事業に対する効果検証を行うこととは明記されていなかったため、事業効果について確認する必要があると考えます。

「農業基盤整備事業」については、令和5年度より「農業経営安定強化事業」へ改定し、申請時に事業目標について明記させるほか、申請者に事業効果について報告を求め、かつその報告内容について確認を行うこととしております。

【報告書 239 ページ】 5.4(4)イ 補助金の区・生産物等ピンポイントに当てた補助金の可能性の検討

現在の補助金は、市全体の就農者をカバーできるような他の地方公共団体でも行われているような一般的な補助金である。このような補助金についても、就農者には必要とされているものであり、一概に否定するものではない。

しかし、現状の市の就農者人口の減少等を考慮すれば、もっと就農者一人一人にとって経営の早期安定を図れ、事業を継続できるようもっと効果あるものにするには、市全体に対する補助事業だけではなく、区・生産物あるいは地域毎の特徴・実情にピンポイントに当てた補助金の可能性の検討をする必要があると思われる。

札幌市内の農業は、(他の道内農業生産地に比べて)経営の規模や内容が多様で、特定の品目を地域毎にまとめて生産する体制がなくなりつつあり、各生産者が独自の経営を行う傾向が進んでおります。このような状況のなか、補助事業としては一般的ではありますが、各生産者の経営基盤の強化を目的として、さまざまな営農環境や新しい技術、課題などに幅広く対応できる制度となっております。

他方、「札幌市新規就農支援事業」は札幌市の補助事業ですが、対象を農業経営の開始後5年以内の者に限定しており、経営の早期安定に向けて活用することができる制度として実施しております。

「新規就農支援事業」は、初期投資が必要である新規就農者の実情を踏まえ、早期の経営安定に向

けて支援する目的で対象範囲を限定して実施しており、ご意見の内容に適合する支援策として、今後も継続する予定です。

地域や生産品目にピンポイントで着目する補助支援に関しては、上述の札幌の農業生産現場の現状も踏まえ、新たな補助金制度の創設を早急に検討するよりも、経営改善意欲の強い生産者が行う既存制度を活用した取組を支援しつつ、地域に波及効果のある取組について周辺生産者に情報提供を行うなど、まずは既存の事業・業務の中で支援を行い、その上で改めて検討したいと考えます。

【報告書 241 ページ】 5.4(5)イ 札幌市新規就農支援事業に対する補助金

農地等の改良、造成等にこの事業が使われないことについて就農者等にヒアリングするなどしてより利用しやすい補助金とする必要があると思われる。

「札幌市新規就農支援事業」は、農業経営を開始して5年以内の者を対象に、事業費で500千円未満の以下の事業を実施した際、補助率1/2以内の支援を行うものです。

対象となる事業は以下のとおり

- (1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等
- (2) 農地等の改良、造成等
- (3) その他、市長が特に必要と認めるもの

補助対象事業の内容については申請者の選択・判断によるものと考えておりますが、公募の際の制度周知を丁寧に行い、新規就農者支援策としてより有用な制度となるよう努めてまいります。